

京 都 大 学 人 文 科 学 研 究 所 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(附属研究施設)</p> <p>第7条 人文科学研究所に、次に掲げる附属の研究施設を置く。</p> <p><u>漢字情報研究センター</u></p> <p>現代中国研究センター</p> <p>2 附属の研究施設に長を置き、人文科学研究所の専任の教授をもって充てる。</p> <p>3 附属の研究施設の長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の附属の研究施設の長の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 附属の研究施設の長は、当該研究施設の業務をつかさどる。</p> <p>5 附属の研究施設の運営に関し必要な事項は、当該研究施設の長が定める。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(附属研究施設)</p> <p>第7条 人文科学研究所に、次に掲げる附属の研究施設を置く。</p> <p><u>東アジア人文情報学研究センター</u></p> <p>現代中国研究センター</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>(同 左)</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成21年4月1日から施行する。</p>